

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「養父市 中山間農業改革特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等について権利の取得の促進が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点が形成される。